

第1章 やまぐち歯・口腔の健康づくり推進計画の策定にあたって

(1) 計画の趣旨

歯・口腔の健康は、生涯を通じて自分の歯でしっかりと噛んで食べることを可能にするだけでなく、子どもの成長や成人期以降の全身の健康に影響を与え、肥満や糖尿病等との生活習慣病の予防に資するなど、全身の健康を保持増進し、私たちが人生を豊かに過ごす上での重要な要素となっています。

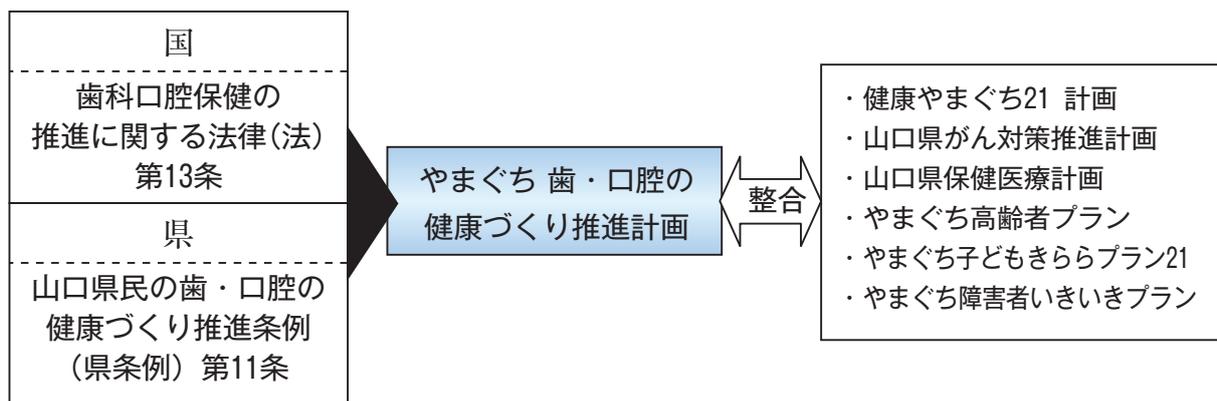
胎児期から高齢期に至るライフステージに加え、妊産婦、障害者、介護を要する者等、特に配慮を要する分野について、歯科に関する特徴と適切な歯科保健行動を明確に示し、歯・口腔の健康づくりを通じて元気でいきいきとした人生を送ることを支援するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定します。

(2) 計画の位置付け

歯科保健対策は、地域保健法、母子保健法、健康増進法等の法律や、「都道府県及び市町村における歯科保健業務指針について」（平成9年3月付け健政発138号）により、県及び市町村において役割分担がなされ、地域の歯科保健に関する課題解決に向けて、取り組まれてきました。平成23年8月に国において「歯科口腔保健の推進に関する法律」（以下「法」という）が制定され、平成24年3月には、県民の歯・口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するため「山口県民の歯・口腔の健康づくり推進条例」（以下「県条例」という）を制定しました。

本計画は、法第13条に基づく都道府県計画であり、また県条例第11条の規定に基づく推進計画です。さらに本計画は、「健康やまぐち21計画」及び「山口県保健医療計画」等との整合を図っています。

(関連法令および他の計画との位置づけ)



(3) 計画の考え方

法に基づき国が示した「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（5つの基本的な方針と19の目標等）と、県条例の規定を踏まえ、主にライフステージ毎の現状の把握を行います。また、特に配慮を要する者と分野についてもそれぞれ歯科的特徴の提示と現状の把握を行います。現状把握後の分析に基づき、本県の現状を踏まえて目標と目標達成のための推進計画を策定します。計画策定、各施策の実施後は適切な時期に中間評価を行うことで計画の達成状態等から必要に応じた計画の再検討を行います。

(4) 計画の期間

本計画は、平成25年度を初年度とし、平成34年度を最終年度とする10か年計画であり、5年経過時に中間評価を行います。なお、計画策定後に歯科保健等を取り巻く状況が大きく変化した場合には、必要に応じて計画に再検討を加え見直すこととします。

(5) 基本目標

条例の趣旨を踏まえて、以下の基本目標を設定します。

「歯・口腔の健康づくりの推進による県民の生涯にわたる健康の保持増進」
～ おおいきいき 笑顔と健康はいい歯から ～

(6) 計画の方向性

国の基本的な方針をもとに、山口県の現状を踏まえ、以下の4つの基本的な方針を設定します。

- ①う蝕や歯周病等の歯科疾患の予防
(予防方法の普及啓発など一次予防に重点を置いた対策を推進)
- ②生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上
(摂食・嚥下等の口腔機能の維持・向上の取組を推進)
- ③定期的な歯科検診の受診
(歯・口腔の健康状態の把握と、自分に合った口腔ケアの促進)
- ④歯科保健医療体制の基盤整備
(等しく適切な歯科保健医療サービスの利用が可能な環境の整備)

<やまぐち歯・口腔の健康づくり推進計画の概念図>

歯・口腔の健康づくりの推進による
県民の生涯にわたる健康の保持増進

おいいきいき 笑顔と健康はいい歯から

<基本的な方針>

- ①う蝕や歯周病等の歯科疾患の予防
- ②生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上
- ③定期的な歯科検診の受診
- ④歯科保健医療体制の基盤整備

ライフステージ毎の取組

- ◆胎児期
- ◆乳幼児期
- ◆学齢期
- ◆成人期
- ◆高齢期

特に配慮を要する者と分野への取組

- ◆妊産婦
- ◆障害児者
- ◆要介護者
- ◆中山間地域
- ◆生活習慣病